【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年９月30日

【発行者名】 パトナム・インカム・ファンド
(PUTNAM INCOME FUND)

【代表者の役職氏名】 業務執行副社長、主席経営責任者およびコンプライアンス連絡担当
ジョナサン S. ホーウィッツ
(Jonathan S. Horwitz)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 02109 マサチューセッツ州 ボストン市 ポスト・オフィス・スクウェア１番
(One Post Office Square, Boston, Massachusetts 02109, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士　三　浦　　健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士　三　浦　　健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
パトナム・インカム・ファンド
(PUTNAM INCOME FUND)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
クラスM受益証券について、34億米ドル(約4,207億円)

(注) 米ドル(以下「米ドル」または「ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成27年５月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(１米ドル＝123.73円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

Ⅰ 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年４月８日に提出した有価証券届出書(平成27年７月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。)(以下「原届出書」といいます。)の記載事項のうち、平成28年１月１日以後の課税上の取扱いの記載に関連して、課税対象を明確にするため訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

Ⅱ 【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

４ 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

〈訂正前〉

〈前略〉

＜平成28年１月１日以後の課税上の取扱いについての注記＞

〈中略〉

(2) 日本の個人受益者が平成28年１月１日以後に支払いを受けるファンドの分配金、受益証券の売買、買戻しおよび償還に基づく損益については、20.315%(所得税15.315%、住民税５%)の税率による申告分離課税の対象となる(平成50年1月１日以後は20%(所得税15%、住民税５%)の税率となる。)。

〈後略〉

〈訂正後〉

〈前略〉

＜平成28年１月１日以後の課税上の取扱いについての注記＞

〈中略〉

(2) 平成28年1月1日以後、個人投資者の換金（買戻し）および償還時には譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315%（所得税15.315%、住民税５%）が課せられる。また個人投資者の分配金については、平成28年1月1日以後に支払いを受けるファンドの分配金の全部に対して、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

〈後略〉